東かがわ市教育委員会告示第10号

東かがわ市教育振興補助金交付要綱を次のように定める。

　平成27年６月26日

東かがわ市教育委員会委員長

東かがわ市教育振興補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、東かがわ市の教育、文化、芸術、体育及びスポーツの振興に寄与するため、市立学校及び市スポーツ少年団に登録している団体が文化、芸術、体育、スポーツの各種大会等に参加する場合に要する経費に対し、東かがわ市教育振興補助金を交付することについて、東かがわ市補助金等交付規則（平成15年東かがわ市規則第34号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象）

第２条　補助金の交付の対象は、次のとおりとする。ただし、別表に挙げる交付基準を満たした補助対象大会であっても、県大会以上の規模の予選会を行わない大会又は自己推薦等で参加できる大会を除く。

(１)　体育、スポーツ等の大会において特に優秀な成績を修め、四国大会及びそれ以上の大会に参加する市立学校及び市スポーツ少年団

(２)　教育、文化、芸術分野等で、その成果の発表又は活動が特に優秀と認められて、四国大会及びそれ以上の大会等に参加する市立学校及び市スポーツ少年団

(３)　前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要があると認めた者は、交付対象とすることができる。

２　補助対象人員は、大会要綱に定められた選手、監督及びコーチ等とする。ただし、監督及びコーチとして要する経費を県費補助等から支給される場合は補助対象人員としない。

３　個人参加の大会等にあっては、教育委員会が必要と認めるときは、指導者１人を加えることができる。

４　補助対象者は、市内在住者に限り、市立学校又は市スポーツ少年団に登録し、その代表として参加する者とする。

第３条　補助金の交付基準は、別表に定めるとおりとする。

２　　補助対象額は、大会等の参加に要する交通費（原則として公共交通機関を利用した算定額とする。）、宿泊費、器具等の輸送に関わる経費の実費から大会等の主催者が負担した費用を控除した費用に、別表に掲げる補助率を乗じた額（1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。）の範囲内とする。

（補助金対象大会等への参加の中止等）

第４条　補助金の交付決定を受けた者が、各種大会等の参加を中止し、又は変更しようとするときは、あらかじめその内容を記載した書類を教育委員会に提出して承認を受けなければならない。

（書類の様式）

第５条　補助金の交付に関し使用する次の各号に掲げる規則に基づく書類の様式は、当該各号の定めるところによる。

(１)　東かがわ市教育振興補助金交付申請書　様式第１号

(２)　収支予算書　様式第２号

(３)　東かがわ市教育振興補助金交付決定（変更交付決定）通知書　様式第３号

(４)　東かがわ市教育振興補助金交付申請取下書　様式第４号

(５)　補助事業変更申請書　様式第５号

(６)　補助事業実績報告書　様式第６号

(７)　収支決算書　様式第７号

(８)　東かがわ市教育振興補助金交付確定通知書　様式第８号

(９)　東かがわ市教育振興補助金交付請求書　様式第９号

(10)　東かがわ市教育振興補助金概算交付請求書　様式第10号

（その他）

第６条　この要綱に定めのない事項は、教育長が別に定める。

（施行期日）

この告示は、平成27年　月１日から施行し、改正後の東かがわ市教育振興補助金交付要綱の規定は、平成27年４月１日から適用する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 交付基準 | 補助率 |
| 市立学校 | 県中学校体育連盟、県小学校体育連盟、県吹奏楽連盟及び県小・中学校文化連盟が主催又は主管する県の予選会を通過したもの | 10／10以内 |
| 県体育協会又は県レクリエーション協会に加盟する団体等が主催又は主管する県の予選会を通過したもの | ８／10以内 |
| 市スポーツ少年団 | 全国スポーツ少年団交流大会 | 10／10以内 |
| 県体育協会又は県レクリエーション協会に加盟する団体が主催又は主管する県の予選会を通過したもの | ８／10以内 |

附　則

この告示は平成29年10月24日から施行し、平成29年４月１日から適用する。